

憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認に反対する会長談話

政府は、集団的自衛権に対するこれまでの政府解釈を変更し、その行使を容認する動きを加速させている。

ところで、これまで政府は、集団的自衛権について、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」と定義した上で、「憲法9条の下においては許容されている自衛権の行使は我が国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまるべきと解しており、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって、憲法上許されない」旨表明してきていた。また、集団的自衛権についての憲法解釈の変更がありうるかについて、政府は、「（政府の憲法解釈は）それぞれ論理的な追及の結果として示されてきたもの」であり、「政府がその政策のために従来 of 憲法解釈を基本的に変更するということは、政府の憲法解釈の権威を著しく失墜させますし、ひいては内閣自体に対する国民の信頼を著しく損なうおそれもある。憲法を頂点とする法秩序の維持という観点から見ましても問題がある」と答弁していた。

このように、永らく確立された憲法解釈を時の政府の政策によって都合良く変更することは、厳格に定められた憲法改正手続を無視して憲法改正を行うに等しい行為であり、政府や立法府を憲法による制約の下に置こうとする立憲主義の原則に反し、断じて許されない。

近々、安倍晋三首相の私的懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が、憲法解釈上認められている「自衛のための必要最小限度の実力行使」に集団的自衛権が含まれるとの見解を打ち出す報告書を提出すると報じられている。しかし、集団的自衛権の行使が公然と容認されれば、事実上、憲法9条が改正されたのと変わらない事態を招来する。

これは、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とする憲法98条に抵触するものであり、立憲主義に反する暴挙と言わねばならない。

当会は、かかる懸念のもと、既に平成25年11月7日付けで、「憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認及び国家安全保障基本法案の国会提出に反対する会長声明」を発したところではあるが、その懸念は現時点でなお払拭されていない状況にある。

そこで、当会は憲法記念日のこの日を迎えるにあたって、改めて、政府が集団的自衛権の行使は憲法上許されないとの確立された政府解釈を変更してその行使を容認することに強く反対し、同時に、国に対し、憲法尊重擁護義務を堅持し、国民の基本的人権を尊重し、立憲主義、恒久平和主義、戦争放棄の理念のもとに国政を運営するよう、強く求めるものである。

2014年（平成26年）5月3日

宮崎県弁護士会

会長 柏田芳徳

